

令和6年8月9日15時
労働委員会事務局
担当：富澤
外線：225-1881

不当労働行為事件に係る命令書の交付について
(令和5年(不)第2号・第5号事件)

石川県労働委員会(会長 高木利定^{たかぎとしきだ})は、令和6年8月8日、標記事件に係る命令書(全部救済)を当事者に交付したので、お知らせします。当該命令の概要は、次のとおりです。

1 当事者

- (1) 申立人 能美市粟生町才48番1 JAMナカシマ鉄工所労働組合
(組合の連絡先：JAM北陸)
- (2) 被申立人 能美市粟生町才48番1 株式会社ナカシマ鉄工所

2 事件の概要

本事件は、株式会社ナカシマ鉄工所(以下「会社」という。)の行った次の行為が労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に規定する不当労働行為に当たるとして、JAMナカシマ鉄工所労働組合(以下「組合」という。)から不当労働行為の救済申立てがあったものである。

- (1) 組合役員の夏期一時金を前回支給額より大幅に減額したこと、会社代表者が「組合員には一時金や退職金は支払わない」と発言したこと、組合役員に懲戒処分(出勤停止)を行ったこと。<不利益取扱い>
- (2) 複数回にわたる団体交渉の申し入れを拒否したこと。<団体交渉拒否>
- (3) 会社代表者が、従業員個人面談において、組合に否定的かつ脱退を勧める発言をしたこと。<支配介入>

3 救済命令の内容

- (1) 会社は、組合役員の夏期一時金について正当な評価を行い、不足分を支払わなければならない。
- (2) 会社は、組合員へ脱退を勧誘する等組合の運営に支配介入してはならない。
- (3) 会社は、組合が申し入れた団体交渉に誠意をもって応じなければならない。
- (4) 会社は、組合役員への懲戒処分(出勤停止)を取り消すとともに、出勤停止期間中の賃金を支払わなければならない。
- (5) 会社は、今後同様の行為を繰り返さない旨の文書を組合に交付するとともに、会社従業員の見やすい場所に掲示(ポスト・ノーティス)しなければならない。

4 審査の経過

- (1) 救済申立日 第2号：令和5年9月22日、第5号：令和5年12月19日
(注) 不当労働行為の救済申立てが2度行われた。
- (2) 調査及び審問 調査(証拠提出等)4回、審問(証人等尋問)1回
公益委員会議 合議2回
- (3) 命令書交付日 令和6年8月8日

参考：労働組合法

(不当労働行為)

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。(以下略)

<不利益取扱い>

- 二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

<団体交渉拒否>

- 三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払いにつき経理上の援助を与えること。(以下略)

<支配介入>

- 四 略